

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

● 保険証（被保険者証）を更新します

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、郡上市に住所を有するすべての75歳以上の人と、65歳から74歳の人で一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入された人に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成29年7月31日となっていますので、**8月1日**からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のうすい紫色からうすい青色に変更になります。

《7月31日まで・うすい紫色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成29年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 平成29年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

《8月1日から・うすい青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成30年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 平成30年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成29年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>



※古い保険証を処分される
ときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど
十分注意してください。

● 平成29年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成29年度の保険料は平成28年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料の
決まり方

平成29年度の保険料

限度額57万円（年額）
※100円未満切捨て

=

均等割額

被保険者1人当たり
42,690円

+

所得割額

被保険者の所得※
所得割率 8.55%

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）

● 平成29年度の保険料の軽減措置について

① 均等割額の軽減（2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を拡げます。）

軽減割合	軽減無し	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
軽減後の金額（1人当たり）	42,690円	4,269円	6,404円	21,345円	34,152円
軽減対象となる世帯の種類	右記以外の世帯	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯で被保険者全員が所得0円の場合（公的年金控除額は80万円として計算）	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯	「33万円（基礎控除額）+27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	「33万円（基礎控除額）+49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

○均等割軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額になります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用は無く、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の人のみ適用）を差し引いた金額となります。

○軽減判定は4月1日または資格を取得した日になります。

②所得割額の軽減

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人は、所得割額が一律5割から一律2割軽減へ変更されます。

③被用者保険※の被扶養者であった人

被用者保険※の被扶養者であった人は、所得割額の負担はなく、均等割額が従来の9割軽減から7割軽減へ変更されます。

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません）

保険料のお支払いが難しいとき

保険年金課では、保険料に関する相談を受け付けています。失業や災害などでお支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。

口座振替によるお支払いを希望される人は、保険年金課にお問い合わせください。

高額療養費の支給についてのお知らせ

1ヵ月（同じ月内）の医療費の自己負担額が、下表の自己負担限度額（下線部は平成29年8月診療分から適用）を超えた場合、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

支給の対象となった人には、申請の案内（申請は初回のみ）を送付します。以降は支給対象となった都度、指定の口座へ振り込みます。

所得の区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
《現役並み所得者》 ●同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人	44,400円 <u>(57,600円)</u>	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 過去12ヵ月以内に「外来+入院」の限度額を超えたことが4回以上あった場合(多数該当)、4回目以降は44,400円
《一般》 ●現役並み所得者、区分II、区分I以外の人 ●現役並み所得者であって、次の①～③のいずれかに該当し、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を提出し認定された人 ①世帯に被保険者が2人以上で、収入の合計額が520万円未満の人 ②世帯に被保険者が1人で、収入の額が383万円未満の人 ③世帯に被保険者が1人で、収入の額が383万円以上の場合、70歳から74歳の人の収入も含めた合計額が520万円未満の人	12,000円 <u>(14,000円)</u> ただし、年間14万4千円が上限額	44,400円 <u>(57,600円)</u> 過去12ヵ月以内に「外来+入院」の限度額を超えたことが4回以上あった場合(多数該当)、4回目以降は44,400円
《区分II》 ●世帯の全員が住民税非課税の人で区分II以外の人		24,600円
《区分I》 ●世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得(年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる人	8,000円	15,000円